

岩手県告示第 798 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成 18 年 7 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 施行者の名称 一関市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 一関都市計画道路事業 3・4・31号 駅東前掘線、3・4・6号 中央町南谷起線、3・5・19号 五十人町日照線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 岩手県一関市字字南、字沼田、字二本木、字鳴神、字散田及び字樋渡並びに三関字日照、字桜町地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成 18 年 7 月 18 日から平成 23 年 3 月 31 日まで